

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 1 2 号

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年見附市条
例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項ただし書中「任期满了、辞職、失職、又は死亡したときは、年額
の月割計算によるその月分を在職の日の日数に応ずる日割計算により得た額を支
給する」を「その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法
律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に
最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する」に改め、同項中段を削る。

第 1 2 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 支給額に 1 0 0 円未満の金額が生じたときは、3 月 2 1 日の支給額で調整して
支給する。ただし、任期满了、辞職、失職、又は死亡したときは、年額の月割計
算によるその月分を在職の日の日数に応ずる日割り計算により得た額を支給す
る。

第 1 3 条中「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年見
附市条例第 4 号）の規定を適用し」を「次により」に、「費用を弁償」を「費用弁
償を支給」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市内における費用弁償は支給しないものとする。

第 1 3 条に次の表を加える。

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	交通費（1 日につき）	日当（1 日 につき）	宿泊料（1 夜につき）
県内	普通運賃	2 等運賃	実費	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
県外	普通運賃	普通または	実費	2, 5 0 0	2, 0 0 0	1 2, 0 0

		1等運賃		円	円	0円
備考	1 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの、または普通急行列車を運行する線路による旅行で片道55キロメートル以上の場合は、急行料金を支給する。 2 等級区分のない鉄道線路の旅行の場合は、現に要した実費を支給する。 3 船舶旅行の場合において公務上の必要により寝台料金を必要とした場合は、現に支払った寝台料金を支給する。 4 航空賃は、旅行命令権者または旅行依頼者が公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により航空機の使用を許可した場合に限り支給する。 5 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には鉄道運賃および急行料金のほか特別車両料金、指定席料金を支給する。 6 特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、運賃および寝台料金のほか特別船室料金、指定席料金を支給する。 7 前2号に規定する特別車両料金および特別船室料金、指定席料金は、県外出張の場合に支給する。 8 前3号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、当分の間、旅行命令権者の認めた場合以外は、これを支給しない。 9 県外への旅行の場合における交通費の額は宿泊した場合を除くほか、定額の2倍に相当する額による。					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。